



ヤマト運輸株式会社
温室効果ガス排出量提供サービス
妥当性確認報告書（サーベイランス）

ヤマト運輸株式会社
代表取締役社長 阿波 誠一 殿

1. 妥当性確認対象

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は、ヤマト運輸株式会社(以下、「会社」という。)からの依頼に基づき、会社が設計・開発した GHG 排出量算定システム「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」に対し、「ISO14083:2023 温室効果ガス輸送チェーンの運用から生じる温室効果ガス排出量の定量化と報告」に準拠して宅配便の運用から生じる GHG 排出量が適切に算定され、かつ宅配便ユーザー向けに発行する GHG 排出量算出レポートが適切に出力されるものとして設計されているかについて妥当性確認(サーベイランス)を行った。

本件の目的は「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」の設計に関して、判断基準に基づいて独立の立場から妥当性を客観的に評価し、第三者としての意見を表明することである。

2. 妥当性確認概要

SOCOTEC は、「JIS Q 14064-3:2023 (ISO14064-3:2019) 温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」の要求事項を参照した SOCOTEC の手順に基づいて妥当性確認手続きを実施した。妥当性確認対象範囲は、「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」である。

保証水準は「限定的保証水準」を適用して手続きを実施した。

妥当性確認手続きでは、会社において、「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」における宅配便の運用から生じる GHG 排出量算定バウンダリーの設定方法、入力するデータの選択と入力方法、算定方法論、算定に適用される係数、演算処理及び宅配便ユーザー向けに発行する GHG 排出量算出レポートに関して、開発者への質問、関連資料の閲覧、設計開発プロセスにおける証拠の確認及び再計算によるテストによって行われた。

3. 妥当性確認の結論

会社が設計・開発した「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」が、判断基準に従って設計されていないと認められる重要な事項は発見されなかった。

<妥当性確認有効期間：2025 年 9 月 30 日～2026 年 9 月 29 日>

4. 留意事項

「温室効果ガス排出量提供サービス ver1」の責任は会社であり、本妥当性確認に関する責任は SOCOTEC にある。会社と SOCOTEC との間には、特定の利害関係はない。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
執行役員社長 二場 誠吾

Seigo Futaba

2025 年 9 月 29 日